

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科長候補者選考細則の一部を改正する細則
を次のように制定する。

平成13年10月24日

東京学芸大学長
岡 本 靖 正

平成13年細則第 2 号

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科長候補者選考細則の一部を改正す
る細則

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科長候補者選考細則（平成 8 年細則第 1
号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の見出しを「（投票及び不在者投票）」に改め、同条第 2 項を次のように
改める。

2 公務又はやむを得ない事由により不在者投票を申し出た者は、規程第 7 条の 2
に定める不在者投票を行うことができる。

第 7 条に次の 1 項を加える。

3 不在者投票は、所定の投票用紙により、選挙公示日から選挙期日の前日までに
行うものとする。

附 則

この細則は、平成13年10月24日から施行する。

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科長候補者選考細則 新旧対照表（抄）

現 行	改 正
〔省略〕 （投票の方法） 第7条 規程第8条の規定に基づく投票は，第5条に規定する投票所で，投票を行う日の所定の時間内に投票用紙の交付を受け，投票を行うものとする。 <u>2 前項の規定にかかわらず，規程第7条の2による不在者投票は，次の各号の1に掲げる事由ある者が，選挙管理委員会の承認を得て，所定の投票用紙により，選挙公示日から選挙期日の前日までに投票を行うものとする。</u> <u>(1) 公務のため出張中の者</u> <u>(2) 疾病，負傷，妊娠又は産褥にあるため歩行が著しく困難である者で，その旨を医師の診断書により証明した者</u> <u>(3) その他やむを得ない事由により，不在者投票を申し出た者</u> 〔省略〕	〔省略〕 （投票及び不在者投票） 第7条 規程第8条の規定に基づく投票は，第5条に規定する投票所で，投票を行う日の所定の時間内に投票用紙の交付を受け，投票を行うものとする。 <u>2 公務又はやむを得ない事由により不在者投票を申し出た者は，規程第7条の2に定める不在者投票を行うことができる。</u> <u>3 不在者投票は，所定の投票用紙により，選挙公示日から選挙期日の前日までに<u>行うものとする。</u></u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この細則は，平成13年10月24日から施行する。</u>